独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案　逐条解説資料

（一般及び議員向け）

法　案　条　文	説　　明
●独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。 附則第十一条第一項第一号の次に次の一号を加える。 一の二　前号によるもののほか、次のイ又はロに掲げる場合であって、当該区間の鉄道線路（日本国有鉄道線路名称（昭和二十四年日本国有鉄道公示第十七号）において「本線」に分類されているものであって、旅客鉄道株式会社（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）による改正前の法律第一条に規定する旅客鉄道株式会社をいう。）に承継されたもの又は平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの期間において日本貨物鉄道株式会社の列車が走行した実績を有するものに限る。以下この号において同じ。）を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加する場合において、日本貨物鉄道株式会社に対し、助成金の交付を行うこと。 イ　日本貨物鉄道株式会社が列車を運行することを常例とする第一種鉄道事業者（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。以下同じ。）の鉄道線路が災害により不通となったことを理由として、日本貨物鉄道株式会社が列車を運行することを常例としない第一種鉄道事業者の鉄道線路を日本貨物鉄道株式会社の列車が臨時に使用することとなった場合 ロ　イに掲げる事由に該当するおそれがあるため、日本貨物鉄道株式会社の列車が常時走行できるよう、第一種鉄道事業者が鉄道線路の維持を行う場合	現行法では、いわゆる貨物調整金の支給対象を、整備新幹線の開業に伴い並行在来線を経営分離するため発足した鉄道事業者に限定している。この改正は、貨物列車が通常は走行していないが、通常走行している路線が災害により不通となった場合において迂回輸送が行われる可能性が高い路線を、新たに貨物調整金の交付対象に加えるためのものである。 ただし、国内の全鉄道路線をその対象とした場合には、巨額の財政措置が必要となる。財政当局の理解が得られなくなる恐れがあることから、貨物調整金の交付対象を「〇〇本線」の名称を持つ路線、又は 2011 年 3 月 11 日から 2021 年 3 月 31 日までの期間に貨物列車が走行した実績を有する路線に限定することとした。 なお、ＪＲ四国のように、すでに「本線」の名称を廃止している旅客鉄道会社があることから、「本線」の名称を持つ路線の基準は旧日本国有鉄道線路名称によることとした。

附　則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 理　由 近年の自然災害の大型化により、我が国の鉄道における重要路線が長期にわたって不通となり、貨物列車による物流が困難になるなど各種産業及び国民経済に与える影響が増大していることにかんがみ、災害時に貨物列車がう回できるルートを確保する必要から、旅客列車に比べて重量が大きな貨物列車の走行に耐える水準での線路の維持を第一種鉄道事業者に常時実施させる必要があるが、第一種鉄道事業者にとって、災害によるう回走行がどの程度の頻度で発生するかわからない貨物列車の走行に資することのみを目的として線路の維持を行うことは大きな経営上の負担になることから行われていないのが現状であり、こうした現状を改めるため、貨物列車が常時走行していなくても、そのための線路の維持を行うことが各種産業及び国民経済を守るために必要と認められる重要な鉄道路線に対しては新たな助成制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	附則 この法律施行には財源措置などが必要であるため、政府に公布の日から半年間の準備期間を与えることとした。